

令和4年3月16日発生 of 福島県沖を震源とする地震 各種支援制度のご案内

このたびの地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

このパンフレットは、皆さまの生活再建のために、市の支援制度等をまとめたものですので、ご活用ください。

掲示板

● 被災証明書

ご自身で判定し「一部損壊」の証明書を受け取る方法と、市が調査のうえ被害の程度を判定する方法があります。

※詳しくは、税務課へお問い合わせください。(P1 参照)

● 各種申請・相談は担当課へ

支援制度に関する詳しい内容は、各担当課へお問い合わせください。

※最終ページ「各種支援等相談／申請窓口」を参照ください。

※担当課がわからない場合は、75-1111 (代表) へご連絡ください。

● 第2版からの変更・追加について

主な変更・追加の箇所は、各支援制度項目の波線部分です。

※ ウルトラFMでも災害情報を随時 放送中です。【周波数 86.8MHz】

※ 市公式LINEでも随時 情報提供を行います。

※ 最新の情報は、市ホームページからご覧いただけます。

最新情報はこちらから



市HP
災害情報

友だち登録をお願いします!



須賀川市
公式LINE



須賀川市

※本書発行日時点の制度です。申請時には、最新の情報をご確認ください。

被害の程度別支援制度適用早見表

R4.4.28【第3版】

表のみかた 被害の程度に応じて適用できる支援制度を○、△などの図形であらわしています。

○ …該当します。

－ …該当しません。

△ …ほかの支援制度と重複して適用できない場合等があります。くわしくは掲載ページをご覧ください。

分野	番号	支援制度名	被害の程度						掲載ページ	担当課
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊		
見舞金・貸付金・給付金	3	災害見舞金	○	○	○	○	-	-	3	社会福祉課
	4	災害援護資金貸付金	○	○	○	○	○	○	4	
税等 (減免・延長)	5	個人市県民税の減免	○	○	○	○	-	-	6	税務課
	6	固定資産税・都市計画税の減免	○	○	○	○	-	-	7	
	7	国民健康保険料の減免	○	○	○	○	-	-	9	保険年金課
	8	国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除	○	○	○	○	-	-	10	
	9	介護保険料の減免	○	○	○	○	-	-	11	長寿福祉課
医療・介護	10	国民健康保険一部負担金の免除	○	○	○	○	-	-	12	保険年金課
	11	介護保険サービス利用料の免除	○	○	○	○	-	-	13	長寿福祉課
子育て・教育	12	保育所・こども園保育料の減免	○	○	○	○	-	-	14	こども課
	13	児童クラブ保育料の免除	○	○	○	○	-	-	14	
	14	認可外保育施設入所児童の被災保護者への災害給付金	○	○	○	○	-	-	15	
	15	一時預かり事業利用児童の被災保護者への災害給付金	○	○	○	○	-	-	15	
	16	病後児保育事業利用児童の被災保護者への災害給付金	○	○	○	○	-	-	16	
	18	被災児童生徒に対する就学援助制度	○	○	○	○	-	-	18	学校教育課
住宅	19	住宅の応急修理制度	△	△	△	△	○	-	19	建築住宅課
	20	被災（一部損壊）住宅修理支援制度	-	-	-	-	-	○	20	
	21	被災家屋等解体撤去支援事業（公費解体）	○	○	○	○	-	-	22	環境課

被災の程度要件の無いものなど

分野	No.	名称	掲載ページ	担当課
り災証明書等	1	り災証明書の交付	1	税務課
	2	被災証明書の交付	2	
子育て・教育	17	こどもセンター預かりルーム使用料の減免	17	市民交流センター こどもセンター
衛生・健康・災害ごみ	21	保健師等による健康相談	23	健康づくり課
	22	災害ごみの戸別収集	23	環境課

目 次

分 野	No.	支 援 制 度 名	頁
り災証明書等	1	り災証明書の交付	1
	2	被災証明書の交付	2
見舞金・貸付金 ・給付金	3	災害見舞金	3
	4	災害援護資金貸付金	4
税等 (減免・延長)	5	個人市県民税の減免	6
	6	固定資産税・都市計画税の減免	7
	7	国民健康保険税の減免	9
	8	国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除	10
	9	介護保険料の減免	11
医療・介護	10	国民健康保険一部負担金の免除	12
	11	介護保険サービス利用料の免除	13
子育て・教育	12	保育所・こども園保育料の減免	14
	13	児童クラブ保育料の免除	14
	14	認可外保育施設入所児童の被災保護者への災害給付金	15
	15	一時預かり事業利用児童の被災保護者への災害給付金	15
	16	病後児保育事業利用児童の被災保護者への災害給付金	16
	17	こどもセンター預かりルーム使用料の減免	17
	18	被災児童生徒に対する就学援助制度	18
	19	住宅の応急修理制度	19
住 宅	20	被災(一部損壊)住宅修理支援制度	20
	21	被災家屋等解体撤去支援事業(公費解体)	22
	22	一時的な市営住宅の無償提供(一時避難受入れ)※	23
	23	保健師等による健康相談	25
衛生・健康 ・災害ごみ	24	災害ごみの戸別収集	25
	25	災害ボランティアの派遣	26
その他	26	電気料金などの特別措置	26

(※の支援制度は、受付等が終了しているものです。)

り災証明書の交付

1 支援の内容	り災証明書は、住宅に被害を受けた居住者に対して、住宅の被害の程度を証明するものです。 ※り災証明書は、国等の各種支援措置を受ける場合の判断基準となるものです。
2 活用できる方	令和4年3月16日に発生した地震により住家の被害を受けた市内居住者。
3 必要書類等	被災状況が分かる写真（スマートフォンやデジタルカメラの画像でも可）、修繕見積書 など
4 手続き	り災証明書の申請交付の手続きには、次の2種類の方法があります。 1 自己判定方式 り災証明書の発行を窓口で申請していただくと、一部損壊（住宅全体の被害10パーセント未満）の被害程度として、その場で証明書を交付します。 ただし、一部損壊の被害程度であることに合意していただけることが前提となります。一度、自己判定方式により、り災判定を受けた場合、り災判定の変更はできません。 注：被害の程度がご自身で判断できない場合は、被害箇所の写真を持参し、窓口で相談してください。 2 被害調査による判定 調査の申し込みを窓口で行っていただくと、後日調査日を通知したうえで調査員がご自宅を訪問し建物の被害調査を行います。調査結果がまとまりましたら、り災証明書を郵送します。 注1：窓口で調査を申し込みされる場合は、被害状況が分かる写真を持参してください。 注2：自己判定方式よりも証明書の発行までお時間をいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。
5 提出先	市役所2階（ウルトラ会議室となり臨時申請窓口） 注：原則、電話での受付は行っておりません。郵送による申請も可能ですので、詳しくは市ホームページをご確認ください。
6 受付日・時間	平日 午前9時～午前12時、 午後1時～午後5時
7 お問い合わせ	税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125

被災証明書の交付

1 支援の内容	被災証明書は、家財や自動車など住宅以外の被災の事実を証明するものです。 窓口で申請いただければ、その場で被災証明書を交付します。 ※被災証明書は、保険の申請などに使用することがあります。
2 活用できる方	令和4年3月16日に発生した地震により家財や自動車など住宅以外に被災を受けた方
3 必要書類等	被災状況が分かる写真（スマートフォンやデジタルカメラの画像でも可）、修繕見積書など
4 手続き	市役所の申請窓口にて被災証明書交付申請書を提出してください。※申請書の様式は、窓口にて設置してあります。 注：住民票で同一世帯の親族以外の方が代理で申請手続きをする場合は、委任状が必要になります。
5 提出先	市役所2階（ウルトラ会議室となり臨時申請窓口） 注：原則、電話での受付は行っておりません。郵送による申請も可能ですので、詳しくは市ホームページをご確認ください。
6 受付日・時間	平日 午前9時～午前12時、 午後1時～午後5時
7 お問い合わせ	税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125

災害見舞金

1 支援の内容	<p>災害により住居に被害のあった世帯に対して、災害見舞金を給付します。</p> <table> <tr> <td>全壊</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>半壊（大規模半壊および中規模半壊を含む）</td> <td>5万円</td> </tr> </table>	全壊	10万円	半壊（大規模半壊および中規模半壊を含む）	5万円
全壊	10万円				
半壊（大規模半壊および中規模半壊を含む）	5万円				
2 活用できる方	<p>現住する住居に「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の「り災証明書」を受けた世帯</p> <p>※ 建物の所有者であっても、居住されていない場合については対象となりません。</p> <p>※ 倉庫、店舗等については対象となりません。</p>				
3 必要書類等	被災届、り災証明書の写し、預金通帳の写し				
4 手続き	「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の「り災証明書」が交付された世帯に被災届を送付します。必要事項を記入し、り災証明書の写し、預金通帳の写しを同封のうえ返送してください。				
5 提出先	社会福祉課 福祉総務係				
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分				
7 お問い合わせ	社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111				

災害援護資金貸付金

1 支援の内容	<p>災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p>		
	貸付限度額 [万円]	1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
		ア 当該負傷のみ	150
		イ 家財の3分の1以上の損害	250
		ウ 住居の半壊	270
		※住居を建て直す場合	350
		エ 住宅の全壊	350
		2 世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
		ア 家財の3分の1以上の損害	150
		イ 住居の半壊	170
		※住居を建て直す場合	250
		ウ 住居の全壊	250
		※住居を建て直す場合	350
	貸付利率	年1.5%（据置期間中は無利子）	
据置期間	3年（特別の場合は5年）		
償還期間	10年（据置期間を含む。）		
償還方法	年賦、半年賦又は月賦		
申込期限	令和4年6月30日（木）		
2 活用できる方	<p>以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <p>(1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上</p> <p>(2) 家財の3分の1以上の損害</p> <p>(3) 住居の半壊又は全壊</p> <p>※貸付を受けるには連帯保証人をつける必要があります。</p> <p>※所得制限があります。</p>		
	世帯人員	市町村民税における令和2年中の総所得金額	
	1人	220万円以下	
	2人	430万円以下	
	3人	620万円以下	
	4人	730万円以下	
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	

3 必要書類等	申込みに必要な書類	申込人			連帯保証人
		全半壊	家財 1/3	負傷 のみ	
	(1)災害援護資金借入申込書（所定のもの）	○	○	○	
	(2)住民票 ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの) ※全部記載のもの	○	○	○	○
	(3)所得証明書(令和2年分) ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの)	○	○	○	○
	(4)医師の診断書	△	△	○	
	(5)り災証明書の写し	○	○	○	
	(6) 家財の損害状況調書(所定のもの)		○		
	(7)解体証明書 ※住居を建て直す場合に必要	△			
	(8)契約書の写し等 ※補修・購入等に伴う見積書、領収書、契約書の写しや被害の状況が分かる写真等	○	○		
	○…必要となる書類、△…場合によっては必要となる書類				
4 手続き	必要書類を取り揃え、市社会福祉課まで来庁願います。				
5 提出先	社会福祉課 福祉総務係				
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分				
7 お問い合わせ	社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111				

個人市県民税の減免

1 支援の内容	<p>個人市県民税の災害発生後に納期限が到来する税額について、被害の状況により減免します。</p> <p>●減免対象となる期間</p> <table border="1" data-bbox="491 360 1366 701"> <thead> <tr> <th colspan="2">税目等</th> <th>減免対象となる期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">個人市県民税</td> <td>普通徴収</td> <td>令和4年度全期分</td> </tr> <tr> <td>給与特別徴収</td> <td>令和3年度のうち 令和4年3月徴収分から 令和4年5月徴収分まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和4年度全期分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年金特別徴収</td> <td>令和4年度全期分</td> </tr> </tbody> </table> <p>●個人市県民税の減免割合</p> <p>納税義務者の所有に係る住宅又は家財が災害により受けた損害の程度及び減免対象年度の合計所得金額に応じた割合で減免します。</p> <table border="1" data-bbox="523 891 1391 1133"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>損害の程度が2/10以上 5/10未満のとき</th> <th>損害の程度が5/10以上のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>1/2</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>●減免の決定</p> <p>減免決定までの間は通常どおり各納期限までにそれぞれ納付願います。口座振替の方は、引き落としがされます。</p> <p>後日、減免決定がなされた際は、納付額との差額を調整します。</p>	税目等		減免対象となる期間	個人市県民税	普通徴収	令和4年度全期分	給与特別徴収	令和3年度のうち 令和4年3月徴収分から 令和4年5月徴収分まで		令和4年度全期分		年金特別徴収	令和4年度全期分	合計所得金額	減免の割合		損害の程度が2/10以上 5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき	500万円以下	1/2	全部	750万円以下	1/4	1/2	750万円超 1,000万円以下	1/8	1/4
税目等		減免対象となる期間																										
個人市県民税	普通徴収	令和4年度全期分																										
	給与特別徴収	令和3年度のうち 令和4年3月徴収分から 令和4年5月徴収分まで																										
		令和4年度全期分																										
	年金特別徴収	令和4年度全期分																										
合計所得金額	減免の割合																											
	損害の程度が2/10以上 5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき																										
500万円以下	1/2	全部																										
750万円以下	1/4	1/2																										
750万円超 1,000万円以下	1/8	1/4																										
2 活用できる方	<p>減免対象者（次のいずれにも該当する方）</p> <ol style="list-style-type: none"> 減免対象年度の合計所得金額が1,000万円以下の方 今回の地震により、納税義務者（同一生計配偶者又は扶養親族含む。）の所有する居宅又は家財に、10分の2以上の損害があった場合 <p>※地震保険などから保険金の支払いを受けた場合は、損害額から差し引きます。</p> <p>※居宅の場合、り災証明書が一部損壊、準半壊は対象となりません。</p>																											
3 必要書類等	減免申請書																											
4 手続き	減免対象者には、後日申請書類を送付しますので、必要事項を記入のうえ返送してください。																											
5 提出先	税務課 市民税係																											
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分 ※り災証明書発行後に受付を開始します。																											
7 お問い合わせ	税務課 市民税係 電話 0248-88-9124																											

固定資産税・都市計画税の減免

災害発生後に納期限が到来する税額について、被害の状況により減額します。

対象納期限：令和4年度 全期

災害により固定資産（土地、家屋、償却資産）に損害を受けた場合、固定資産税の納税義務者に対し、損害の程度に応じた割合で減免します。

なお、都市計画税の減免については、固定資産税の減免と同様に取り扱います。

○土地の減免割合

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8	全 部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

1 支援の内容

○家屋の減免割合

損害の程度	減免の割合
全焼、全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき若しくは復旧不能のとき又は主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の5以上の価値を減じたとき	全 部
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

	<p>○償却資産の減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき又は復旧不能のとき</td> <td>全 部</td> </tr> <tr> <td>主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>損傷により使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>損傷により使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table> <p>●減免の決定</p> <p>減免決定までの間は通常どおり各納期限までにそれぞれ納付願います。口座振替の方は、引き落としがされます。</p> <p>後日、減免決定がなされた際は、納付額との差額を調整します。</p>	損害の程度	減免の割合	全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全 部	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8	損傷により使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6	損傷により使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4
損害の程度	減免の割合										
全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全 部										
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8										
損傷により使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6										
損傷により使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4										
2 活用できる方	減免対象者は、今回の地震により、所有する固定資産に、10分の2以上の損害があった納税義務者（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の「り災証明書」が交付された方）										
3 必要書類等	減免申請書										
4 手続き	減免対象者には、後日申請書類を送付しますので、必要事項を記入のうえ返送してください。										
5 提出先	税務課 固定資産税係										
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分 ※り災証明書発行後に受付を開始します。										
7 お問い合わせ	税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125										

国民健康保険税の減免

1 支援の内容	<p>以下の要件に該当する場合、令和4年度国民健康保険税のうち、令和4年4月から令和5年2月分までの月割算定額を減免します。</p> <p>○住宅及び家財が災害により被害を受けたとき（被害の程度は半壊以上が対象です。地震保険等の補てんがある場合は、被害割合から差し引きます。合計所得に応じて減免割合は変わります。）。</p> <p>○災害により、納税義務者が、死亡または障がい者となったとき</p>
2 活用できる方	国民健康保険税の納税義務者
3 必要書類等	国民健康保険税減免申請書 り災証明書
4 手続き	必要書類を提出してください。 （7月中旬予定の令和4年度分課税通知書発送後に受付開始します。）
5 提出先	保険年金課 国保税係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	保険年金課 国保税係 電話 0248-88-9136

国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除

1 支援の内容	<p>国民年金保険料全額免除</p> <p>※ただし、年金額を計算する時、全額免除期間は納付した場合と比べ1/2として計算されます。</p> <p>免除期間 令和4年2月分から令和6年6月分まで</p> <p>なお、令和4年7月分以降については、改めて申請が必要となります。</p>
2 活用できる方	国民年金第1号被保険者の方で、被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であること
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（保険年金課窓口にて備え付けてあります。） ・り災証明書の写し（半壊以上） ・被災状況届（り災証明書があれば不用）
4 手続き	保険年金課 年金高齢者医療係窓口で申請してください。
5 提出先	保険年金課 年金高齢者医療係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	<p>保険年金課 年金高齢者医療係</p> <p>電話 0248-88-9137</p>

介護保険料の減免

1 支援の内容	<p>以下の要件に該当する場合、令和4年度の介護保険料について減免します。</p> <p>○住宅及び家財が半壊以上の被害を受けた場合（地震保険等の補てんがある場合は被害割合から差し引き、被害割合が20%を下回った場合は減免になりません。また、合計所得に応じて減免割合は変わります。）</p> <p>○減免する介護保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 1期～令和5年3月末納期限分まで ・特別徴収 令和4年4月～令和5年2月年金支払日分まで
2 活用できる方	65歳以上の第1号被保険者
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・り災証明書 等 ・地震保険等の補てん金額が分かるもの
4 手続き	必要書類を提出してください。
5 提出先	<p>長寿福祉課 介護保険係</p> <p>◆郵送による申請の場合</p> <p>〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地</p> <p>長寿福祉課 介護保険係 宛て</p>
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	長寿福祉課 介護保険係 電話 0248-88-8117

国民健康保険一部負担金の免除

1 支援の内容	世帯主が住家の半壊以上の被災をしている場合は、一部負担金の支払いを免除します。 免除対象：診療、調剤及び訪問看護分 免除期間：令和4年3月16日から令和4年4月末まで
2 活用できる方	り災証明書の「り災程度」が半壊以上の場合、免除となります。
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金免除等申請書 ・り災証明書 ・国民健康保険証 ・窓口に来る方の本人確認ができる書類（運転免許証など） ※別世帯の方が来庁する場合は委任状が必要になります。
4 手続き	必要書類（申請書以外は写し）を提出してください。なお、審査後に申請者へ結果等について通知します。
5 提出先	保険年金課 国保給付係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分 (被害にあわれた方は、お問い合わせください。)
7 お問い合わせ	保険年金課 国保給付係 電話 0248-88-9135

介護保険サービス利用料の免除

1 支援の内容	被災された要介護認定者等が、介護サービスを利用した際の利用料を免除します。 ただし、施設に入所されている方の食費・居住費については、免除になりません。 免除期間：令和4年3月サービス利用分及び令和4年4月サービス利用分
2 活用できる方	り災証明書のり災程度が半壊以上で、介護保険サービスを利用している方
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料免除申請書 ・り災証明書
4 手続き	必要書類を提出してください。
5 提出先	長寿福祉課 介護保険係 ◆郵送による申請の場合 〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地 長寿福祉課 介護保険係 宛て
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分 (被害にあわれた方は、お問い合わせください。)
7 お問い合わせ	長寿福祉課 介護保険係 電話 0248-88-8117

No.1 2

【子育て・教育】

保育所・こども園保育料の減免

1 支援の内容	保育所・こども園を利用する児童の保護者が死亡したとき、居住する住宅が半壊以上の被害を受けたとき又市県民税が減免となったとき、令和4年3月分及び4月分の保育料を減免します。
2 活用できる方	保育所・こども園利用児童の保護者
3 必要書類等	り災証明書、利用者負担額減免申請書 等
4 手続き	対象となる世帯に必要な書類などをお送りします。
5 提出先	こども課 保育幼稚園係
6 受付日・時間	※こども課へのお問い合わせは、 平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	こども課 保育幼稚園係 電話 0248-88-8124

No.1 3

【子育て・教育】

児童クラブ保育料の免除

1 支援の内容	児童クラブを利用する児童の保護者が居住する住宅が半壊上の被害を受けたとき、令和4年3月分及び4月分の保育料を免除します。
2 活用できる方	児童クラブ利用児童の保護者
3 必要書類等	り災証明書、児童クラブ保育料減免申請書
4 手続き	対象となる世帯に必要な書類などをお送りします。
5 提出先	こども課 子育て支援係
6 受付日・時間	※こども課へのお問い合わせは、 平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	こども課 子育て支援係 電話 0248-88-8114

No.1 4

【子育て・教育】

認可外保育施設入所児童の被災保護者への災害給付金

1 支援の内容	認可外保育施設を利用する児童の保護者が死亡したとき、居住する住宅が半壊以上の被害を受けたとき又市県民税が減免となったとき、令和4年3月分及び4月分の保育料減免相当額を給付します。
2 活用できる方	認可外保育施設入所児童の保護者
3 必要書類等	り災証明書、給付申請書 等
4 手続き	対象となる世帯に必要な書類などをお送りします。
5 提出先	こども課 保育幼稚園係
6 受付日・時間	※こども課へのお問い合わせは、 平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	こども課 保育幼稚園係 電話 0248-88-8124

No.1 5

【子育て・教育】

一時預かり事業利用児童の被災保護者への災害給付金

1 支援の内容	一時預かりを利用する児童の保護者が居住する住宅が、半壊以上の被害を受けたとき、令和4年3月分及び4月分の利用料相当額を給付します。
2 活用できる方	一時預かり事業利用児童の保護者
3 必要書類等	り災証明書、給付申請書、利用した日の領収書 等
4 手続き	対象となる世帯に必要な書類などをお送りします。
5 提出先	こども課 保育幼稚園係
6 受付日・時間	※こども課へのお問い合わせは、 平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	こども課 保育幼稚園係 電話 0248-88-8124

病後児保育事業利用児童の被災保護者への災害給付金

1 支援の内容	病後児保育を利用する児童の保護者が居住する住宅が、半壊以上の被害を受けたとき、令和4年3月分及び4月分の利用料相当額を給付します。
2 活用できる方	病後児保育事業利用児童の保護者
3 必要書類等	り災証明書、給付申請書、利用した日の領収書 等
4 手続き	対象となる世帯に必要書類などをお送りします。
5 提出先	こども課 子育て支援係
6 受付日・時間	※こども課へのお問い合わせは、 平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	こども課 子育て支援係 電話 0248-88-8114

こどもセンター預かりルーム使用料の減免

1 支援の内容	<p>被災された方が、家屋や家財の片付け等を目的に、預かりルームを利用する場合には、使用料を減免します。</p> <p>預かりルームの利用には、利用日前日までの事前面接・登録が必要ですが、利用日当日に面接・登録をしてそのまま預けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間 午前9時から午後5時までの間で4時間以内 (火曜日を除く) ・使用料 免除 ・期間 令和4年3月31日から令和4年4月30日まで ※預かることができる人数には、限りがあります。
2 活用できる方	被災した方（市内在住者に限る） 被災した家族や知人等の家屋、家財等の片付けを手伝う方
3 必要書類等	預けるお子様の保険証の写し、保護者の本人確認書類
4 手続き	利用を希望する場合には、事前に予約が必要です。 こどもセンターまでお問い合わせください。
5 受付日・時間	こどもセンター預かりルームが開館している時間 午前9時～午後5時（火曜日を除く）
6 お問い合わせ	市民交流センターこどもセンター 電話 0248-76-6687

被災児童生徒に対する就学援助制度

1 支援の内容	お子様を小・中・義務教育学校へ就学させるのが困難な方に対して、学校でかかる学用品費、学校給食費等の費用の一部を助成し、お子様の就学を援助します。
2 活用できる方	次のいずれかに該当する方 (1) 住居または事業所が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた方で、主たる生計維持者が離職・休職・休業せざるを得なくなった方 (2) 住居が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受け、令和3年の所得が、就学援助制度で定める基準（生活保護基準の1.3倍）以下であり、経済的に困難と認められる方
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費支給申請書 ・り災証明書の写し ・離職・休職等の状況がわかる書類の写し・・・2(1)の場合のみ（離職票、休職証明書等の写し） ・世帯状況及び所得等を調査することへの同意書・・・2(2)の場合のみ <p>※令和4年1月2日以降に須賀川市へ転入された方は、同意書の提出は不要ですが、世帯全員（未就学児・児童・生徒の分は除く）の所得証明書（令和3年所得分）を転入前の市町村より取得のうえ、提出願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通帳の写し（表紙）
4 手続き	各小・中・義務教育学校から申請書等を取得のうえ、必要書類を添えて、学校に提出願います。
5 提出先	各小・中・義務教育学校
6 受付日・時間	随時受け付けています。 (平日 午前8時30分～午後5時15分)
7 お問い合わせ	学校教育課 電話 0248-88-9168

住宅の応急修理制度

1 支援の内容	<p>住宅の応急修理の対象範囲は、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に修理を要する次の箇所について実施します。</p> <p>【応急修理の範囲】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根、柱、梁、床、外壁、基礎等 2 玄関、サッシ等の開口部 3 上下水道、電気、ガス等の配管、配線 4 衛生設備（便器、浴槽） <p>※内装のみを修理するものは原則として対象外です。</p> <p>【応急修理の限度額】</p> <p>1 世帯当たり、595,000 円（税込）以内 ※準半壊は 300,000 円（税込）以内</p> <p>なお、この制度は、限度額以内の応急修理代金を市が修理業者にお支払いするものです。</p>
2 活用できる方	<p>災害により住宅が準半壊、半壊、中規模半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理を行うことができない世帯又は大規模半壊の被害を受けた方</p> <p>※全壊の被害を受けた方でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、活用できます。</p> <p>※自らの資力では応急修理をすることができない世帯については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案して判断します。</p>
3 必要書類等	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅応急修理申込書 2 須賀川市が発行するり災証明書 3 施工前の修理箇所等の被災状況が分かる写真 4 資力に関する申出書（大規模半壊以上の世帯は不要） 5 所有者の同意書及び所得証明書（借家の場合）
4 手続き	<p>申込書に記入、押印（自署の場合は不要）のうえ、添付書類を添えて提出してください。</p>
5 提出先	<p>建築住宅課 指導企画係</p>
6 受付日・時間	<p>申込期限：<u>令和4年5月31日（火）</u>（延長となる場合あり、 詳細はホームページ等で確認願います。）</p> <p><u>平日 午前8時30分～午後5時15分</u></p>
7 お問い合わせ	<p>建築住宅課 指導企画係 電話 0248-88-9151</p>

被災（一部損壊）住宅修理支援制度

◆第3版～

1 支援の内容	<p>り災割合が10%未満（一部損壊）の住宅に対する修理を支援します。</p> <p>対象範囲は日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に修理を要する次の箇所です。</p> <p>【応急修理の範囲】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根、柱、梁、床、外壁、基礎等 2 玄関、サッシ等の開口部 3 上下水道、電気、ガス等の配管、配線 4 衛生設備（便器、浴槽） <p>※内装のみを修理するものは原則として対象外です</p> <p>【支給額】</p> <p>1 世帯当たり、10万円</p>
2 活用できる方	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となります。 <ol style="list-style-type: none"> （1）地震により住宅に「一部損壊」の被害を受けた方 （2）20万円以上の修理を実施し、修理及び修理費の支払を完了した方 （3）自らの資力では修理できないと認められる方 <p>※自らの資力では修理できない世帯については、市において、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案して判断します。</p>
3 必要書類等	<p>【申請書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金支給申請書 2 資力に関する申出書 3 所有者の同意書及び所得証明書（借家の場合） <p>【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 須賀川市が発行する、り災証明書 2 修理を実施したことを確認できる書類 （契約書及び領収書、見積書及び領収書など、金額と修理箇所の内訳が記載されたもの） 3 施工前・施工中・施工後写真 （写真がない場合は、施工内容証明書） 4 振込口座番号と名義が分かる部分の通帳の写し <p>※上記の申請書類は、受付窓口にあります。（市ホームページからもダウンロードできます。）</p>

4 手続き	必要書類等をお持ちになり、受付窓口で申請してください。 ※修理対象の判断については、その写真をお持ちの上、申請前に建築住宅課にご相談ください。
5 提出先	建築住宅課 指導企画係
6 お支払い	市で申請内容を審査し、対象となる修理内容である等、補助金を支給すべきと認めた場合に、口座振替により申請者の方にお支払いします。
7 受付日・時間	申込期限：令和4年11月30日（水）（延長となる場合あり、詳細はホームページ等で確認願います。） 平日 午前8時30分～午後5時15分
8 お問い合わせ	建築住宅課 指導企画係 電話 0248-88-9151

被災家屋等解体撤去支援事業（公費解体）

◆第3版～

1 支援の内容	<p>生活環境の保全、市民生活の安全安心の確保及び被災者の生活再建支援のため、被災家屋等の解体・撤去について、所有者からの申請に基づき、基準の範囲内で支援を行います。</p> <p>(1) 公費解体 損壊した被災家屋等の所有者の申請に基づき、市が所有者に代わり解体・撤去を行う。</p> <p>(2) 費用償還 早急な解体・撤去を要する場合において、市の事前調査（現地確認）を受け、自らの費用負担により解体・撤去した所有者に対し、市が定める基準の範囲内で、解体・撤去に要した経費を償還する。</p>
2 活用できる方	<p>(1) 家屋が、り災証明書（市が発行するもの）などにおいて、「半壊」以上と判定された方</p> <p>(2) 住家（倉庫、物置、蔵、大谷石・ブロック塀など）、事業用建物（中小企業者に限る）及び空き家の被災状況が、「半壊」相当以上であり、かつ、二次被害の恐れなど、生活環境保全上支障があるものと市の判断を受けた方</p> <p>※り災証明書の判定前、非住家、事業用建物及び空き家の場合は、事前調査実施前に解体した方は対象外となります。</p>
3 必要書類等	<p>①被災家屋等解体撤去申込書兼同意書</p> <p>②被災家屋等のり災証明書の写し</p> <p>③身分証明書の写し</p> <p>④被災家屋等の配置図</p> <p>⑤被災家屋等の登記事項（家屋）全部事項証明書</p> <p>⑥被災家屋等の被災状況が分かる写真等</p> <p>⑦権利関係者の同意書（該当する場合）</p> <p>⑧その他、市長が必要と認める書類</p>
4 手続き	上記3の必要書類等で、お申込みください。
5 提出先	市役所2階 環境課窓口
6 受付日・時間	<p>①受付日 令和4年4月27日（水）～7月29日（金）まで</p> <p>②時間 平日 午前8時30分～午前12時、 午後1時～午後5時</p>
7 お問い合わせ	<p>環境課 電話 0248-88-9130 9129</p>

一時的な市営住宅の無償提供（一時避難受入れ）

1 支援の内容	<p>(1) 目的 災害による緊急的な避難措置として、自己の住宅に継続して居住できなくなった被災者の居住の安定を図り、速やかな生活の再建を支援するため、市営住宅の一時使用申込みを受付けます。</p> <p>(2) 使用期間 新たな居住先を確保するまでに必要な期間とし、1年を超えない期間</p> <p>(3) 使用料 家賃、敷金及び駐車場使用料は免除（共益費、光熱水費は自己負担） 現状での入居となります。駐車場は空きがない場合があります。</p> <p>(4) その他 ①照明器具、ガスコンロ、カーテン、冷暖房などはありません。 ②ペット飼育禁止など、必要な注意事項は守っていただきます。 ③共用部分の電気代などの共益費は、各団地管理会にお支払いいただきます。</p>
2 活用できる方	<p>○ 使用資格 ※被害（建物本体の損傷）の写真を撮っておいてください。以下の要件をすべて満たすこと。 (1) 被災時に、市内に住民票を有し居住していたこと。 (2) 市が発行する「り災証明」が中規模半壊以上等。 (3) 親類・知人宅なども含め、他に居住する場所を確保できないこと。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>○ 使用資格の確認方法 ※（1）（2）いずれかによる。 (1) 市が発行する「り災証明書」が中規模半壊以上 (2) 被災した住宅の現地確認、または写真等により継続して居住することが困難と判断される場合。</p> <p>住宅に大きな被害を受け、継続して居住することが困難な場合。または、居住できる状態であっても、倒壊・崩壊等の危険性があり、生命や身体、財産に被害が及ぶ危険性があると認められる場合。</p>

3 必要書類等	①一時使用許可申請書 ②誓約書 ③緊急連絡先届 ④本人が確認できる書類（免許証写しなど） ※被災により準備が困難なときは、住民基本台帳の記録事項の口頭質問による。 ⑤り災証明書 ※後日提出も可。場合によっては代用可。 ⑥その他、必要と認める書類
4 手続き	上記必要書類等を添えてお申し込みください。
5 提出先	建築住宅課 市営住宅係
6 受付日・時間	令和4年3月23日（水）から受付を開始しています。 平日 午前8時30分～午後5時15分 申込期間は災害発生から1か月以内（4月15日まで）とします。※先着順
7 お問い合わせ	建築住宅課 市営住宅係 電話 0248-88-9152

No.23

【衛生・健康・災害ごみ】

保健師等による健康相談

1 支援の内容	通常業務に加え、必要に応じ被災世帯への保健師等による自宅訪問や電話による保健指導を実施しています。
2 お問い合わせ	健康づくり課 保健指導係 電話 0248-88-8123

No.24

【衛生・健康・災害ごみ】

災害ごみの戸別収集

1 支援の内容	地震による災害廃棄物を戸別収集します。 (委託業者を自宅等へ派遣して収集)
2 活用できる方	地震により被害を受けた個人
3 必要書類等	なし
4 手続き	<p>電話等により、住所・氏名・ごみの種類と量、被災の状況等をお伝えください。</p> <p>※収集できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①家電4品目（エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫） ②布団・マットレス ③灯油・揮発油・農薬・薬品等の危険物 ④住宅の補修で発生したもの ⑤タイヤ（自動車及び自動車部品を含む） ⑥畳 ⑦庭石等の自然石 ⑧エンジン付き農機具 <p>※可燃ごみ、ガラス・陶器・金属類等は、ごみカレンダーの分別区分に従って、ごみステーションに出してください。</p> <p>※地震で被害にあったもの以外の粗大ごみ（60 cm以上のもの）については、通常通り申し込みを行ってください。</p>
5 申込み先	環境課
6 受付日・時間	令和4年3月28日（月）から令和4年4月8日（金）まで 電話受付 平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	環境課 電話 0248-88-9129、9130

No.25

【その他】

災害ボランティアの派遣

1 支援の内容	地震で被害を受けた高齢者世帯・障がい者世帯へボランティアを派遣し、住宅の原状復帰及び部屋の片づけ等を支援します。
2 活用できる方	一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者世帯
3 必要書類等	なし
4 手続き	詳しくは、下記お問い合わせ先へご連絡ください。
5 提出先	なし
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	須賀川市社会福祉協議会 電話 0248-88-8211

No.26

【その他】

電気料金などの特別措置

1 支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気料金の支払期日の延伸 2 不使用月の電気料金の免除 3 工事費負担金の免除 4 臨時工事費の免除 5 使用不能設備に相当する基本料金の免除 6 諸工料の免除
2 活用できる方	災害救助法適用市町村内の契約者
3 必要書類等	詳細は、直接お問い合わせください。
4 手続き	詳細は、直接お問い合わせください。
5 提出先	詳細は、直接お問い合わせください。
6 受付日・時間	平日 午前9時～午後5時
7 お問い合わせ	東北電力 お客さまセンター 電話 0120-066-774

市役所 各種支援等相談／申請窓口

(1) り災証明書等

支援制度	問合せ先(0248)	市役所	備考
①り災証明書の交付	税務課 88-9125	2階	
②被災証明書の交付			

(2) 見舞金・貸付金・給付金

③災害見舞金	社会福祉課 88-8111	1階	
④災害援護資金貸付金			

(3) 税等(減免・延長)

⑤個人市県民税の減免	税務課 88-9124	2階	
⑥固定資産税・都市計画税の減免	税務課 88-9125		
⑦国民健康保険税の減免	保険年金課 88-9136	1階	
⑧国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除	保険年金課 88-9137		
⑨介護保険料の減免	長寿福祉課 88-8117		

(4) 医療・介護

⑩国民健康保険一部負担金の免除	保険年金課 88-9135	1階	
⑪介護保険サービス利用料の免除	長寿福祉課 88-8117		

(5) 子育て・教育

⑫保育所・こども園保育料の減免	こども課 88-8124	1階	
⑬児童クラブ保育料の減免	こども課 88-8114		
⑭⑮⑯認可外保育施設入所児童等の被災保護者への災害給付金	こども課 88-8114 88-8124		
⑰こどもセンター預かりルーム使用料の減免	こどもセンター 76-6687		市民交流センターへ申請
⑱被災児童生徒に対する就学援助制度	学校教育課 88-9168	3階	各小中学校へ申請

(6) 住宅

⑲住宅の応急修理制度	建築住宅課 88-9151	2階	
⑳被災(一部損壊)住宅修理支援制度			
㉑被災家屋等解体撤去支援事業(公費解体)	環境課 88-9130 88-9129		

(7) 衛生・健康・災害ごみ

㉒保健師等による健康相談	健康づくり課 88-8123	1階	
㉓災害ごみの戸別収集	環境課 88-9129 88-9130	2階	

※○の数字は、冊子内にある同じNo.の支援制度を表しています。(例：① → No.1)